



2024年8月
大多喜ガス株式会社

【L P ガスの商慣行見直しに向けた取り組み宣言】

大多喜ガス株式会社は、「快適なエネルギーと幅広いサービスを提供し、豊かな暮らしと明るい街づくりに役立つ企業」を基本理念に掲げ、都市ガス・L P ガス・電気を三位一体とした総合エネルギー事業者として、お客さまのニーズに合わせたエネルギーをワンストップでお届けすべく取り組んでまいりました。

L P ガス商慣行見直しに向けてこのたび弊社は、以下の通り今般改正公布された省令（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 施行規則）を遵守するとともに、お客さま及び取引先様等との適切な関係づくりに取り組むことを宣言いたします。

〈改正省令の概要〉

1. 過大な営業行為の制限
 - ・ 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止
 - ・ L P ガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止
2. 三部料金の徹底
 - ・ 基本料金・従量料金・設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）の徹底
 - ・ L P ガス消費と関係のない設備費用のL P ガス料金の計上禁止
 - ・ 賃貸向けL P ガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止
3. L P ガス料金等の情報提供
 - ・ 賃貸物件入居希望者へのL P ガス料金の事前提示の努力義務
（入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示）
 - ・ 賃貸物件入居希望者から直接情報提供の要請があった場合のL P ガス料金等の情報提供

以上